

## 1. 普及・研究活動（2008年度）

### 1. 2008年度（平成20）普及活動の概要

2007年度に実施した普及活動としては、出土遺物の展示・公開、出土資料・記録資料の貸出、出土資料の閲覧、ホームページの開設・公開などがある。

#### 1) 出土遺物の展示・公開

広島大学総合博物館の開館に伴い、埋蔵文化財著砂質展示室は2007年5月19日に博物館サテライトとなり、博物館と連携して普及活動を行うこととなった。初年度の2007年度は報道などもあり、入場者合計は約10ヶ月で1426名であったが、2008年度は合計401名（昨年度からの延べ来館者1815名）で、昨年度に比べると激減した。その原因は、①リニューアル・オープンによる効果が一段落したこと、②本年度の展示替えができなかったこと、③団体での鑑賞が困難であること、④大学祭などのイベントに参加できなかったこと、⑤調査室独自企画の普及活動ができなかったことなどが主要なものと思われる。③は展示スペースの拡大を図ることが基本的な解決策であり、現状のままでは、今後も入館者数の大幅な増加を見込むことは困難であり、根本的な解決が必要である。②、④、⑤については、調査室の現体制では、今後も改善が望めない状況であるが、時間がなくても集客できるような工夫を行っていく必要があるだろう。

#### 2) そのほかの普及活動

出土資料・記録資料の貸し出しについては、記録資料（写真）の貸出が2件で、出土資料の貸出についてはなかった。詳細は以下のとおりである。

##### 【記録資料貸出】

#### 1. 広島大学東広島キャンパス内遺跡分布図ほか2点

貸出先 広島大学エクステンションセンター

貸出期間 2008年10月27日～10月3日

#### 2. 西ガガラ遺跡第1地点旧石器時代住居跡ほか（カラースライド）5点

貸出先 山川出版

貸出期間 2009年2月12日～3月10日

出土資料の閲覧については、研究目的で合計23名の請求があり、随時対応を行った。ホームページの開設・公開については、2006年に大幅な改訂を行い、新たに「広

島県内埋蔵文化財関係イベント」のページを設置して、県内の発掘調査等に伴う現地説明会、博物館等の展示会情報、講演会・シンポジウム情報、体験学習案内など、広島県の埋蔵文化財に関連する各種情報を紹介を2週間～1ヶ月の間隔で更新した。

東広島キャンパス内の保存遺跡については、公開可能な6遺跡（鏡西谷遺跡、西ガガラ遺跡第1地点、山中池南遺跡第1地点、同第2地点、鴻の巣遺跡、鴻の巣南遺跡）を引き続き公開している。現状は、大半の遺跡が遺構を埋め戻して整地し、説明板を設置している程度であるが、昨年度から年次計画を立てて整備始めている（次節で詳述）。各遺跡への立ち入りは自由であり、管理のための施設や人員の配置を行っていないので、見学者の実数は不明であるが、学内の授業（総合科目「キャンパスの自然環境管理」など）や各種見学会などに利用されている。

## 2. 2008年度（平成20）保管・管理活動の概要

東広島への統合移転に伴って過去約20年間にわたり発掘調査を行った成果については昨年度で刊行事業が一段落し、発掘調査等の実施ならびに報告書作成に伴う資料の保管と公開のための管理を年次計画に基づいて実施している。発掘調査等の実施に伴う資料には、出土遺物、記録資料、報告書作成に伴う資料は図面（遺物実測図、遺物分布図、など）、写真（遺物写真フィルム、焼付け写真など）などがある。また、東広島キャンパス内には17ヶ所の遺跡保存区が設定されおり、これらについても公開のための管理・整備を年次計画で行うこととなった。

### 1) 出土遺物の整理

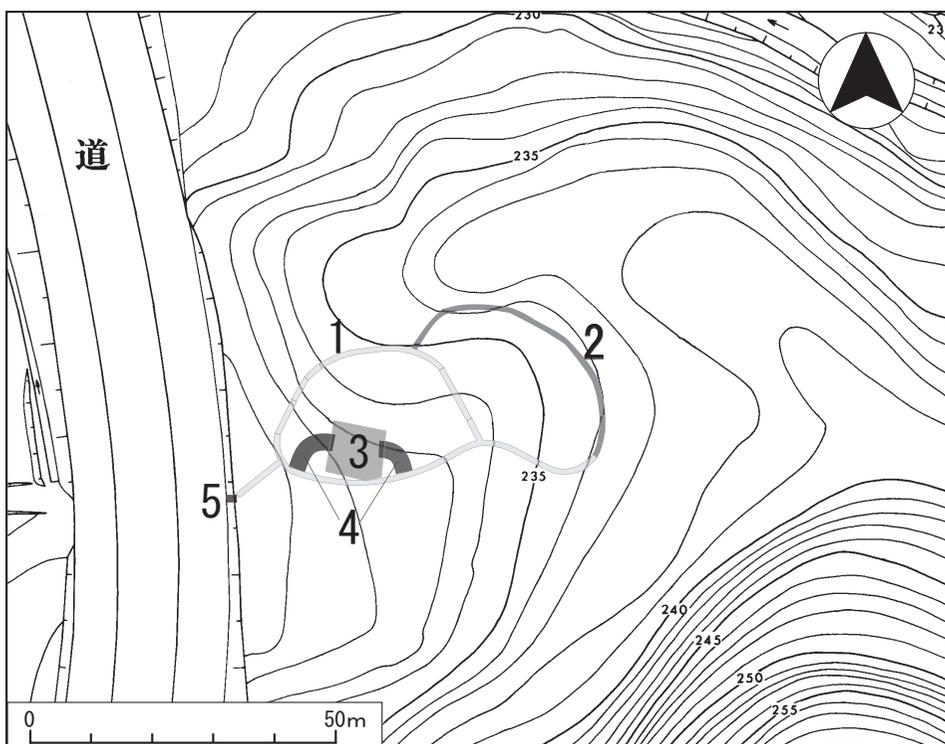
年度上半期の5～9月を中心に農場地区（鏡西谷遺跡、鏡東谷遺跡、鏡千人塚遺跡）の管理台帳作成、報告資料の照合などの再整理作業を行いおおむね完了した。年度の後半は『調査研究紀要』に収録した資料を含めて、補足整理をおこなった。

### 2) 出土資料の保存処理

調査室所蔵の鉄製品の保存処理を行う予定であったが、協議書作成、立会調査、『調査研究紀要』作成などの作業に追われ、まったく作業が進展していない。劣化が急速に進行している資料もあることから、次年度は保存処理の外部委託も含めて検討が必要である。

### 3) 調査記録資料の整理・保管作業

報告書Ⅰ（農場地区）掲載のトレース図面、下図について整理を行い、管理台帳、実物の保管を完了した。



第47図 山中池南遺跡第2地点保存区整備平面図

1. 既設散策道、2. 新設散策道、3. 1号住居跡、4. 昇降階段、5. 入口階段

#### 4) 保存遺跡の管理・整備

東広島地区では、統合移転および統合移転後の開発に伴う試掘調査によって31遺跡を確認している。その後の発掘調査の成果に基づき協議した結果、部分的な保存を含めて、現在17ヶ所が保存区として東広島キャンパス内に保存されている。これらの保存遺跡については、説明板設置するなどして見学の可能なものは公開しているが、大半は緑地として保存されているのみであることから、整備計画を策定して順次実施している。

山中池南遺跡第2地点（理学部植物園の道路を隔てた東側）発掘調査地区の整備を3年計画で昨年度から実施しており、本年度は2年目である。本遺跡は古墳時代後期を中心とする遺跡で、住居跡や工房跡、土器（須恵器）焼成窯跡などが保存されている。昨年度は散策道路を遺跡中央部から西半部に設置した。本年度はその残り部分（全体の約1/3）の設置と古墳時代住居跡の復元を実施した。次年度は、工房跡、土器焼成窯跡の遺構復元などを実施する予定であるが、予算の関係から次年度で全ての復元作



写真 46 遺構の掘り起し



写真 47 復元住居の盛土



写真 48 竈の型取り作業



写真 49 復元竈の設置作業



写真 50 復元柱穴の掘削作業



写真 51 復元住居表面の硬化作業

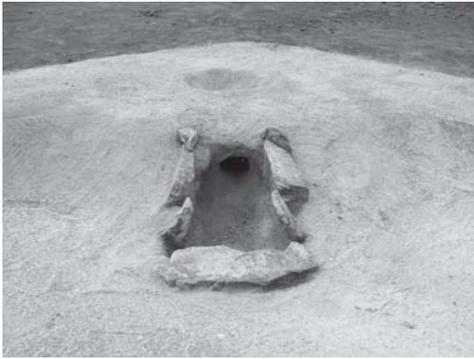


写真 52 復元竈の完成状況



写真 53 復元住居の完成状況



写真 54 復元住居昇降階段の設置作業



写真 55 復元住居昇降階段の完成状況

業を完了することは困難な状況となり、次年度の計画について検討する必要がある。

本年度の整備作業は、2008年9月21日～2008年11月6日まで実施し、散策道路の設置（全体の東側約1/3）と竈付竖穴住居跡SB01の遺構復元を行った。整備作業の概要は以下の通りである。

9月24日～10月1日 整備工事のための測量および車両進入路の造成。

10月2日 復元作業の開始。遺構（竈）の掘り出し（写真46）と清掃

10月7・8日 合成樹脂（FRP）による竈型取り作業（写真48）

10月15日～27日 遺構の埋め戻しと復元住居の土盛・成形（写真47）

10月17日～21日 散策道の設置

10月23日 入口階段の設置（写真54）

10月28日 復元竈搬入・設置（写真49）

10月29日 復元住居の壁の成形・柱穴の掘削（写真50）

10月30日～31日 表面硬化剤（ガンコマサ）による成形（写真51）

散策道は、1号住居跡裾から2号住居跡（工房跡）裾へと辿り、2号住居跡の東側から丘陵平坦部へ上って、丘陵平坦部上の縄文時代立石状遺構、集石遺構（山中池南遺跡第6地点から移築保存）を通過して丘陵裾へ下りて再び1号住居跡裾へ戻る循環路と市道歩道から循環路へ接続するアクセス路、2号住居跡から須恵器焼成窯跡前庭部へと向うアクセス路である。循環路は住居跡裾から丘陵平坦部への上下道が階段で、住居跡裾および丘陵平坦部は平坦路である。平坦路は幅1mで、7号碎石を敷き、両側を直径10cm偽木で保護して、偽木はアンカーで固定した。階段は、幅1mで、直径7.5cm、長さ50cmの偽木を各段の左右に立てて深さ30cmまで埋設し、直径10cm、長さ1mの偽木を2段積にして土留めとした。

また、復元住居へのアクセスが困難であることから、3月16日・17日に昇降階段を設置した（写真54・55）。

保存遺跡の管理については、例年通り、鏡西谷遺跡、西ガガラ遺跡第1地点の草刈を業者委託で2009年2月に実施した。

### 3. 2008年度（平成20）教育・研究活動の概要

埋蔵文化財調査室の研究活動として、報告書Iで報告した東広島キャンパス鏡地区（農場地区）の陶磁器の再検討を行い、これに関連して広島県西部（安芸地方）の関連資料の研究を行った。その成果については、『調査研究』第1号（2008年3月）に、「安芸地方における中世陶磁器の研究」として成果を発表した。

また、埋蔵文化財調査室構成員の教育・研究活動については以下の通りである（普及活動を含む）。

#### 1) 教育

藤野次史 「総合科目 キャンパスの自然環境と環境管理」（前期、総合科学部開講）、  
2回分を分担（「東広島キャンパスの埋蔵文化財」）

藤野次史 「博物館概論」（前期、文学部開講）

#### 2) 論文など

永田千織・藤野次史 「安芸地方における陶磁器の研究－広島大学東広島キャンパス鏡地区出土資料を中心として－」『広島大学埋蔵文化財調査室調査研究紀要』第1号、1～86頁。

## 2. 埋蔵文化財調査室の組織

### 1) 埋蔵文化財調査室設置要項

(趣 旨)

第1 この要項は、広島大学埋蔵文化財調査室の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2 広島大学（以下「本学」という。）に、本学構内の埋蔵文化財の発掘調査等を行うため、広島大学埋蔵文化財調査室（以下「調査室」という。）を置く。

(業 務)

第3 調査室は、発掘調査等に関し次に掲げる業務を行う。

- (1) 調査実施計画の立案
- (2) 発掘調査、分布調査及び確認調査
- (3) 調査報告書の作成
- (4) 調査資料の保管・管理および公開
- (5) その他必要な事項

(審議機関)

第4 調査結果等についての審議は、財務部に設置された施設マネジメント会議で行う。

(組 織)

第5 調査室に、次の職員を置く。

- (1) 室長
- (2) 専任教員
- (3) 調査員
- (4) その他必要な職員

第6 室長は、副学長（財務担当）をもって充てる。

2 室長は、調査室の業務を掌理する。

第7 調査室の専任教員は、財務室施設マネジメント会議の推薦により、学長が任命する。

第8 調査員は、本学専任の准教授、講師、助教又は助手をもって充てる。

2 調査員は、学長が任命する。

(事務)

第9 調査室の事務は、関係部局の協力を得て、施設管理部において処理する。

(雑則)

第10 この要領は、本学における埋蔵文化財の発掘調査等が終了した日に、その効力を失う。

附則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附則(平成17年4月1日 一部改正)

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附則(平成19年4月1日 一部改正)

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附則(平成19年6月27日 一部改正)

この要項は、平成19年6月27日から施行し、この要項による改正後の広島大学埋蔵文化財調査室要項の規定は、平成19年5月21日から適用する。

## 2) 組織 (2008～2011年度)

室長

清水敏行 (財務担当理事) 2008年4月1日～2009年3月31日

河本朝光 (財務・総務担当理事) 2009年4月1日～

調査室員

藤野次史 (大学院文学研究科助教授) 2003年4月1日～2007年3月31日

(埋蔵文化財調査室准教授) 2007年4月1日～

槇林啓介 (大学院文学研究科助手) 2005年4月1日～2007年3月31日

(施設部教務補佐員) 2007年4月1日～2008年4月30日

永田千織 (埋蔵文化財調査室教育研究補助職員)

2008年5月1日～

八幡浩二 (埋蔵文化財調査室教育研究補助職員)

2010年4月1日～2011年3月31日

山手貴生 (埋蔵文化財調査室教育研究補助職員)

2011年4月1日～

岩本三津子 (埋蔵文化財調査室契約技能職員)

2008年6月2日～

### 3. 総合博物館埋蔵文化財調査部門の組織

2011年5月1日埋蔵文化財調査室は総合博物館と合併した。これに伴い、埋蔵文化財調査室は、総合博物館埋蔵文化財調査部門となり、総合博物館の規則で規定されることとなった。また、埋蔵文化財の取り扱いについては、統合以前は財務・総務担当理事を座長とする施設マネジメント会議の中で審議されてきたが、埋蔵文化財調査室が博物館と統合したことから、あらたに総合博物館運営委員会のもとに埋蔵文化財調査専門委員会を設置し、広島大学における埋蔵文化財の取り扱いについて審議することとなった。このことから、新たな規定についても収録した。

#### 1) 広島大学総合博物館規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学学則(平成16年4月1日規則第1号)第18条の規定に基づき、広島大学総合博物館(以下「総合博物館」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 総合博物館は、広島大学(以下「本学」という。)の学内共同教育研究施設として、次に掲げる事項を行うことにより、研究、教育及び社会貢献の推進に資することを目的とする。

- (1) 本学に所蔵する学術標本資料の収集、調査、保存及び管理並びにその研究、展示及び情報発信に関すること。
- (2) 学芸員等の人材育成に関すること。
- (3) 本学構内の埋蔵文化財の発掘調査並びに調査資料の保存、管理及び公開に関すること。

(組織)

第3条 総合博物館に、次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 専任教員
- (3) その他必要な職員

2 総合博物館に、前項に掲げるもののほか、研究員又は客員研究員を置くことができる。

第4条 館長は、本学専任の教授をもって充てる。

2 館長は、学術室センター等推進部門(以下「推進部門」という。)の意見を聴いて、学長が任命する。

3 館長は、推進部門の助言により総合博物館の業務を掌理する。

4 館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 館長が辞任を申し出たとき、又は欠員となったときの後任者の任期は、その任命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

第5条 総合博物館の専任教員は、役員会の議を経て、学長が任命する。

第6条 研究員は、本学の教員をもって充てる。

2 研究員は、推進部門の意見を聴いて、学長が任命する。

3 客員研究員は、学外の研究者をもって充てる。

4 客員研究員は、推進部門の意見を聴いて、学長が委嘱する。

5 研究員及び客員研究員の任期は、2年とする。ただし、4月2日以降に任命又は委嘱された場合の任期は、その任命又は委嘱の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

6 研究員及び客員研究員の再任は、妨げない。

第7条 調査員は、本学の教員をもって充てる。

2 調査員は、推進部門の意見を聴いて、学長が任命する。

(部門)

第8条 総合博物館に、第2条の目的を達成するため、次の部門を置く。

(1) 展示情報・研究企画部門

(2) 埋蔵文化財調査部門

2 部門に、部門長を置く。

3 部門長は、本学専任の教員をもって充てる。

4 部門長は、館長の意見を聴いて、学長が任命する。

5 部門長の任期は、2年とする。ただし、館長の任期の終期を超えることはできない。

6 部門長の再任は、妨げない。

(運営委員会)

第9条 総合博物館に、広島大学総合博物館運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

第10条 運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 館長
- (2) 部門長
- (3) 総合博物館の専任教員
- (4) 大学院総合科学研究科、大学院文学研究科、大学院教育学研究科、大学院社会科学研究科、大学院理学研究科、大学院先端物質科学研究科、大学院保健学研究科、大学院生物圏科学研究科、大学院医歯薬学総合研究科、大学院国際協力研究科、大学院法務研究科及び大学院工学研究院が、それぞれその教授又は准教授のうちから推薦する者1人
- (5) 学長が必要と認めた者若干人

2 委員は、学長が任命する。

3 第1項第4号及び第5号の委員の任期は、2年とし、4月1日に任命することを常例とする。ただし、4月2日以降に任命された場合の任期は、その任命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

4 第1項第4号及び第5号の委員の再任は、妨げない。

第11条 運営委員会は、総合博物館に関し次に掲げる事項を審議する。

- (1) 管理運営の基本方針(教員人事・予算の原案作成等を含む。)に関すること。
- (2) 事業計画に関すること。
- (3) その他総合博物館の運営に関すること。

第12条 委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

第13条 委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第14条 運営委員会は、必要に応じて、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

(運営支援)

第 15 条 総合博物館の運営支援は、財務・総務室施設企画グループの協力を得て、  
学術室学術推進グループにおいて行う。

(雑則)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、総合博物館が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 総合博物館は、平成 28 年 3 月 31 日まで存続するものとし、平成 27 年度までにその存続の見直しを行う。
- 3 広島大学総合地誌研究資料センター規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 47 号)は、廃止する。

附 則(平成 19 年 3 月 13 日規則第 36 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 11 日規則第 39 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 126 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 66 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 26 日規則第 83 号)

- 1 この規則は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 広島大学埋蔵文化財調査室要項(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)は、廃止する。

## 2) 広島大学総合博物館運営委員会埋蔵文化財調査専門委員会要項

(趣旨)

第1条 この要項は、広島大学総合博物館規則（平成18年3月31日規則第78号）第14条の規定に基づき、広島大学総合博物館運営委員会埋蔵文化財調査専門委員会（以下「専門委員会」という。）の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 広島大学構内の埋蔵文化財の発掘調査・保存等に関し、専門的な見地から審議を行うため専門委員会を設置する。

(組織)

第3条 専門委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 総合博物館長
- (2) 総合博物館埋蔵文化財調査部門長
- (3) 総合博物館専任の教員のうちから総合博物館長が指名する者
- (4) 発掘調査に関連のある専門分野の教員 若干人
- (5) 副理事（財務企画担当）
- (6) 副理事（施設企画担当）

2 委員は、総合博物館長が任命する。

3 第1項第4号の委員の任期は、2年とし、4月1日に任命することを常例とする。ただし、4月2日以降に任命された場合の任期は、その任命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

4 第1項第4号の委員の再任は妨げない。

(会議)

第4条 専門委員会に委員長を置き、総合博物館埋蔵文化財調査部門長をもって充てる。

2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

第5条 専門委員会は、必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 専門委員会の事務は、学術室学術推進グループにおいて処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員会が定める。

附 則

この要項は、平成23年7月29日から施行する。

### 3) 組織 (2011年度)

部門長 (併任)

藤野次史 (総合博物館准教授)	2011年5月1日～2011年6月30日
(総合博物館教授)	2011年7月1日～

調査室員

永田千織 (総合博物館教育研究補助職員)	2011年5月1日～
----------------------	------------

山手貴生 (総合博物館教育研究補助職員)	2011年5月1日～
----------------------	------------

岩本三津子 (総合博物館契約技能職員)	2011年5月1日～
---------------------	------------